東京都子供への虐待の防止等に関する 条例(仮称)骨子案について

これまでの検討状況

平成30年

- 9月14日 条例の基本的考え方を公表
- 9月14日~10月13日 パブリックコメント実施
 - 主な意見(提出意見総数:335件)
 - ◆ 通告をためらわないような工夫が必要
 - ◆ 民間事業者が児童相談所に情報提供しやすくなる規定を設けるべき
 - ◆ 妊産婦や保護者が地域で孤立しないよう見守りが重要 など
- 7月~11月 児童福祉審議会の審議(本委員会2回、部会3回)

条例骨子案の内容

- 理念・責務
- 未然防止
- ○早期発見・早期対応
- 子供と保護者への支援
- 社会的養護
- 人材育成

理念

▶虐待は子供への重大な権利侵害であり、 社会全体で虐待を防止

▶虐待の防止に当たっては、子供の安全や 安心、最善の利益を最優先

責務

【保護者の責務】

▶体罰その他の品位を傷つける形態による 罰を子供に与えてはならないこと

▶妊産婦及び乳幼児の健康診査に係る受診 勧奨に応じるよう努めること

未然防止

→妊娠、出産及び子育てしやすい環境の整備など、母子保健・子育て支援の施策を推進

→子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発・情報提供

早期発見・早期対応

≻虐待通告は、家庭への支援の契機

▶児童相談所は、一般事業者に対しても虐待 に係る情報の提供を依頼

> 転居に伴う児童相談所間の的確な引継ぎ

子供と保護者への支援

>子供への、年齢や心身の状況に応じた支援

→保護者への、適切な親子関係の構築や 再び虐待を行わないための支援

社会的養護

▶里親制度の普及啓発、里親の育成、里親 委託等を一層推進

ご意見を募集します

意見募集の期間

■ 平成30年11月30日(金)~12月29日(土)

条例骨子案の閲覧

■ ホームページ、都庁本庁舎(都民情報ルーム)

意見提出方法

■ 郵送、FAX、電子メール

意見提出先

■ 福祉保健局

今後のスケジュール

■都民の皆さまからのご意見等を踏まえ、 条例案を作成

■平成31年第一回都議会定例会に提出予定